

## 社会福祉法人杉並希望の家役員の報酬等及び費用に関する規定

### （目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人杉並希望の家（以下「法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1.役員とは、理事及び監事をいう。
- 2.常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいい、職員との兼務者は除く。
- 3.非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 4.報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。  
報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。
- 5.費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

### （報酬の支給）

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会への出席等、必要のつど定額を支払うことができる。役職に応じた金額は別表にて定める。

### （報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。なお、この報酬は、源泉税引き後の金額とする。

### （報酬の支払い日）

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。非常勤役員に対しては、理事会への出席等、必要のつど定額を支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、常勤役員への支給は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

常務理事報酬月額	700,000 円
----------	-----------

別表 2 非常勤役員の報酬

理事会出席報酬	5,000 円
理事長業務報酬日額	20,000 円
理事業務報酬日額	10,000 円
監事監査指導報酬日額	20,000 円

但し、源泉税引き後の金額とする。